

告 示

埼玉県告示第百六十一号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県県央地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.sai-tamaken-npo.net/>）により縦覧に供する）。

平成二十九年二月三日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十九年一月二十四日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人桶川ふれあい・いきいきネット
- 三 代表者の氏名
塩川 孝雄
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県桶川市泉二丁目十九番五十号一―百十
- 五 定款に記載された目的
この法人は、地域社会の人たちに対し、生きがいを持って充実した人生を過ごす為の支援を行うとともに、必要とするすべての人に対し、コミュニティ活動の場の提供及び企画運営を通し、生活の扶助並びに心身共に健康で明るい社会の実現に寄与することを目的とする。